

菊川水防連絡会規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、「菊川水防連絡会」と称する。

(目 的)

第2条 菊川水防連絡会（以下、「本連絡会」）は、菊川水系の大臣管理区間について水害を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

(組 織)

第3条 本連絡会は、別表－1に掲げる菊川流域の関係官公庁、水防管理団体及び関係諸団体をもって構成する。

(業 務)

第4条 本連絡会は第2条の目的を達成するために次の業務を行う。

- 1). 雨量・水位・流量などの気象及び河川情報の伝達・提供に関すること。
- 2). 洪水予報業務として実施する観測通報、予報の連絡に関すること。
- 3). 洪水予報に関する調査研究に関すること。
- 4). 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保に関する調査研究に関すること。
- 5). 水防警報に関すること。
- 6). 重要水防箇所の周知に関すること。
- 7). 水防に関する知識の普及に関すること
- 8). その他本連絡会の目的を遂行するため必要と認められる事項。

第2章 役員

(役 員)

第5条 本連絡会には次の役員を置く。

- | | | |
|-------|-----|----|
| 1). 会 | 長 | 1名 |
| 2). 副 | 会 長 | 1名 |
| 3). 委 | 員 | 7名 |
| 4). 幹 | 事 長 | 1名 |
| 5). 幹 | 事 | 9名 |

(会 長)

第6条 会長は本連絡会を代表し会務を統括する。

2. 会長は浜松河川国道事務所長をもってこれにあてる。

(副会長)

第7条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

2. 副会長は、静岡地方気象台長をもってこれにあてる

(委 員)

第8条 委員は会務を評議する。

2. 委員は別表－2に掲げるものをもってこれにあてる。

(幹事長)

第9条 幹事長は幹事会を運営し本連絡会の業務を処理する

2. 幹事長は浜松河川国道事務所総括保全対策官事業対策官を持ってこれにあてる。

(幹 事)

第10条 幹事は会務の企画及び相互の連絡にあたる。

2. 幹事は別表－3に掲げるものをもってこれにあてる。

第3章 運 営

(委員会)

第11条 本連絡会の運営は委員会の決議による。

2. 委員会は毎年出水期前及び会長が必要と認めたとき会長が招集し、会務を評議する。

3. 委員会の議長は会長がこれにあたる。

(幹事会)

第12条 幹事会は幹事長が必要と認めたとき幹事長が招集し会務の企画にあたる。

(事務局)

第13条 本連絡会の事務局は浜松河川国道事務所河川管理課内に置く。

第4章 雑 則

(規約の改正)

第14条 本規約の改正は委員会の決議によらなければならない。

(付 則)

第15条 この規約は令和5年4月17日から実施する。

(規約改正の経緯)

平成17年	6月 1日	実施
平成19年	6月 4日	改正
平成21年	6月12日	改正
平成22年	5月26日	改正
平成23年	5月30日	改正
平成24年	5月30日	改正
平成25年	5月30日	改正
平成26年	5月21日	改正
平成27年	6月24日	改正
平成29年	6月13日	改正
平成30年	5月25日	改正
令和 5年	4月17日	改正

別表－１ 菊川水防連絡会 関係機関

国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所
静岡地方気象台
静岡県警察本部警備部課緊急事態対策課
静岡県危機管理部危機対策課
静岡県交通基盤部河川砂防局
〃 袋井土木事務所
菊川市
掛川市
(一財)河川情報センター名古屋センター
陸上自衛隊第３４普通科連隊
静岡県西部地域局

別表－２ 菊川水防連絡会 委員

関係機関名	役職名	役員
国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所	所長	会長
静岡地方気象台	台長	副会長
静岡県警察本部警備部緊急事態対策課	課長	委員
静岡県危機管理部危機対策課	課長	委員
静岡県交通基盤部河川砂防局	局長	委員
〃 袋井土木事務所	所長	委員
菊川市	市長	委員
掛川市	市長	委員
(一財)河川情報センター名古屋センター	所長	委員

別表－３ 菊川水防連絡会 幹事

関係機関名	役職名	役員
国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所	総括保全対策官 事業対策官	幹事長
〃 〃 〃	河川管理課長	幹事
静岡地方気象台	防災管理官	幹事
静岡県警察本部警備部緊急事態対策課	課長補佐	幹事
静岡県危機管理部危機対策課	課長代理	幹事
静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課	課長	幹事
〃 袋井土木事務所維持管理課	課長	幹事
菊川市 危機管理部危機管理課	課長	幹事
掛川市 危機管理部危機管理課	課長	幹事
(一財)河川情報センター名古屋センター	参事	幹事

天竜川下流水防連絡会規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、「天竜川下流水防連絡会」と称する。

(目 的)

第2条 天竜川下流水防連絡会（以下、「本連絡会」）は、静岡県内及び愛知県内における天竜川水系の大臣管理区間について水害を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

(組 織)

第3条 本連絡会は、別表－1に掲げる天竜川下流域の関係官公庁、水防管理団体及び関係諸団体をもって構成する。

(業 務)

第4条 本連絡会は第2条の目的を達成するために次の業務を行う。

- 1). 雨量・水位・流量などの気象及び河川情報の伝達・提供に関すること。
- 2). 洪水予報業務として実施する観測通報、予報の連絡に関すること。
- 3). 洪水予報に関する調査研究に関すること。
- 4). 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保に関する調査研究に関すること。
- 5). 水防警報に関すること。
- 6). 重要水防箇所の周知に関すること。
- 7). 水防に関する知識の普及に関すること
- 8). その他本連絡会の目的を遂行するため必要と認められる事項。

第2章 役員

(役 員)

第5条 本連絡会には次の役員を置く。

- 1). 会 長 1名
- 2). 副 会 長 1名
- 3). 委 員 13名
- 4). 幹 事 長 1名
- 5). 幹 事 15名

(会 長)

第6条 会長は本連絡会を代表し会務を統括する。

2. 会長は浜松河川国道事務所長をもってこれにあてる。

(副会長)

第7条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

2. 副会長は、静岡地方気象台長をもってこれにあてる。

(委 員)

第8条 委員は会務を評議する。

2. 委員は別表－2に掲げるものをもってこれにあてる。

(幹事長)

第9条 幹事長は幹事会を運営し本連絡会の業務を処理する。

2. 幹事長は浜松河川国道事務所総括保全対策官事業対策官を持ってこれにあてる。

(幹 事)

第10条 幹事は会務の企画及び相互の連絡にあたる。

2. 幹事は別表－3に掲げるものをもってこれにあてる。

第3章 運 営

(委員会)

第11条 本連絡会の運営は委員会の決議による。

2. 委員会は毎年出水期前及び会長が必要と認めたとき会長が招集し、会務を評議する。

3. 委員会の議長は会長がこれにあたる。

(幹事会)

第12条 幹事会は幹事長が必要と認めたとき幹事長が招集し会務の企画にあたる。

(事務局)

第13条 本連絡会の事務局は浜松河川国道事務所河川管理課内に置く。

第4章 雑 則

(規約の改正)

第14条 本規約の改正は委員会の決議によらなければならない。

(付 則)

第15条 この規約は令和5年4月17日から実施する。

(規約改正の経緯)

平成17年	6月	1日	実施
平成18年	6月	5日	改正
平成19年	6月	4日	改正
平成21年	6月	12日	改正
平成22年	5月	26日	改正
平成23年	5月	30日	改正
平成26年	5月	21日	改正
平成27年	6月	24日	改正
平成29年	6月	13日	改正
平成30年	5月	25日	改正
令和 2年	5月	27日	改正
令和 5年	4月	17日	改正

別表－１ 天竜川下流水防連絡会 関係機関

国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所
静岡地方気象台
中部管区警察局総務監察・広域調整部
静岡県警察本部警備部緊急事態対策課
愛知県警察本警備第二課
愛知県建設局河川課
静岡県危機管理部危機対策課
静岡県交通基盤部河川砂防局
〃 袋井土木事務所
〃 浜松土木事務所
浜松市
磐田市
豊根村
電源開発株式会社中部支店
(一財)河川情報センター名古屋センター
陸上自衛隊第３４普通科連隊
静岡県西部地域局

別表－２ 天竜川下流水防連絡会 委員

関係機関名	役職名	役員
国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所	所長	会長
静岡地方気象台	台長	副会長
中部管区警察局総務監察・広域調整部	災害対策官	委員
静岡県警察本部警備部緊急事態対策課	課長	委員
愛知県警察本部警備第二課	課長	委員
愛知県建設局河川課	課長	委員
静岡県危機管理部危機対策課	課長	委員
静岡県交通基盤部河川砂防局	局長	委員
〃 袋井土木事務所	所長	委員
〃 浜松土木事務所	所長	委員
浜松市	市長	委員
磐田市	市長	委員
豊根村	村長	委員
電源開発株式会社中部支店	支店長	委員
(一財)河川情報センター名古屋センター	所長	委員

別表－３ 天竜川下流水防連絡会 幹事

関係機関名	役職名	役員
国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所	総括保全対策官 事業対策官	幹事長
〃 〃 〃	河川管理課長	幹事
静岡県地方気象台	防災管理官	幹事
中部管区警察局総務監察・広域調整部	広域調整第二課 長補佐	幹事
静岡県警察本部警備部緊急事態対策課	課長補佐	幹事
愛知県警察本部警備第二課	課長補佐	幹事
愛知県建設局河川課	課長補佐	幹事
静岡県危機管理部危機対策課	課長代理	幹事
静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課	課長	幹事
〃 袋井土木事務所維持管理課	課長	幹事
〃 浜松土木事務所維持管理課	課長	幹事
浜松市 土木部河川課	課長	幹事
磐田市 危機管理課	課長	幹事
豊根村 農林土木課	課長	幹事
電源開発株式会社中部支店佐久間電力所	所長代理	幹事
(一財) 河川情報センター名古屋センター	参事	幹事